

藍住町ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藍住町広告掲載要綱（以下「掲載要綱」という。）に定めるもののほか、藍住町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、社会的信用度の高い情報でなければならないため、広告の表現は、これにふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

(広告の規格及び掲載場所)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横150ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG又はPNG
- (3) 容量 4kb以下

2 広告は、町ホームページのトップページ右上部に掲載する。

(広告掲載料)

第4条 広告の掲載料は、広告枠1枠当たり月額10,000円（消費税を含む。）とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、月を単位として、最長1年間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、町長が定める。

(広告掲載枠)

第6条 広告掲載枠は6枠とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(広告の募集)

第7条 広告掲載の募集は、掲載要綱第5条第1項の規定により募集するものとする。ただし、募集掲載枠が満たない場合は、広告主となりえる者に対し、町長は直接、広告掲載の案内をすることができるものとする。

2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定により募集する。

(広告掲載の申込み)

第8条 申込者は、藍住町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）を町長が定める期限までに、直接又は郵送で申し込むものとする。ただし、町税の滞納がある場合は、申込者となることはできない。

2 町長は、前項の規定による掲載申込があった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、掲載要綱第9条に規定する藍住町広告審査委員会の決定により、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は掲載申込みのあった広告が町ホームページ上の広告枠の数を超える場合は、掲載要綱第9条に規定する順序により掲載する広告を決定する。

3 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合は、掲載希望月数の多いものを優先するものとする。

4 前2項の規定によっても、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

5 町長は、申込者に対し、その決定の内容を藍住町ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

(契約の成立)

第10条 広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という)は、町との間で掲載内容及び条件等について協議し合意したときは、藍住町ホームページ広告掲載承諾書(様式第3号)を町長に提出するものとし、このことにより広告掲載契約が成立したものとみなす。

2 広告主は、前項の契約が成立したときは、本要領に同意し、遵守する義務を負うものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、町長が指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿(画像データ)を作成し、町長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により広告原稿(画像データ)の提出があったときは、その内容及びリンク先について、藍住町ホームページ広告掲載申込書記載の内容と相違していないこと、掲載要綱及びこの要領(以下「掲載要綱等」という。)に違反していないこと、その他提出された広告原稿(画像データ)が適当であることを確認するものとする。

3 町長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿(画像データ)が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告原稿(画像データ)又はリンク先の変更を求めるものとする。

(リンク先の変更の求め等)

第13条 町長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が掲載要綱等に違反し、適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、その変更を求めることができる。

(広告主の届出義務)

第14条 広告主は、次の各号に該当する場合は、藍住町ホームページ掲載広告等変更申込書(様式第4号)により速やかに届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき
- (2) 広告を差し替えるとき
- (3) リンク先のホームページのアドレスを変更するとき
- (4) 前各号に規定するもののほか、藍住町ホームページ広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき

(広告掲載の取消し等)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿(画像データ)の提出がないとき。
- (3) 第12条第3項及び前条の規定による変更を広告主が行わないとき。
- (4) その他町ホームページへの広告掲載が不相当であると判断したとき。

2 本町は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとし、既納の広告掲載料は、返還しない。

3 第1項の規定により、掲載決定を取り消したときは、藍住町ホームページ広告掲載決定取消通知書(様式第5号)により、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなった場合は、掲載決定期間の残りの月数に応じ、広告掲載料を返還する。

3 月の途中で掲載することができなくなった場合における前項の規定による当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。

4 次に掲げる事由により、本町が町ホームページの運営を一時停止した場合は、前2項の規定に準じて、その広告掲載料を返還する。ただし、一時停止の期間が1日(24時間)を超えない場合は、広告掲載料を返還しない。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(禁止行為)

第17条 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) サーバーその他本町のコンピュータシステムに不正にアクセスする行為

(2) 広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為

(3) その他町長が広告主として不適切と認める行為

2 広告主は、第9条第5項の規定により決定を受けたホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、町ホームページに掲載された広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容についての一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、町長に対して保証しなければならない。

3 第三者から広告等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 広告主は、第9条の規定により決定を受けた町ホームページへの広告掲載の権利を他に譲渡してはならない。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年10月18日から実施する。

附 則

この要領は 令和4年2月10日から実施する。